

社会福祉法人 正心会
特別養護老人ホーム さぎそう園
入所契約書

『
』(以下「契約者」という。)と社会福祉法人正心会(以下「事業者」という)は、契約者が特別養護老人ホームさぎそう園(以下「ホーム」という。)における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される介護福祉施設サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

第一章 総則

第1条 (契約の目的)

事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第3条及び第4条に定める介護福祉施設サービスを提供します。

- 2 事業者が契約者に対して実施する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画」(ケアプラン)」で定めます。

但し、事業者は施設サービス計画が作成されるまでの間、契約者の能力に応じて、適切な介護サービスを提供します。

- 3 契約者は、第15条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

第2条 (施設サービス計画の決定・変更)

事業者は、介護支援専門員に第1条第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

- 2 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
- 3 事業者は、6ヶ月に1回、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。
- 4 事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第3条 (介護保険給付対象サービス)

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、ホームにおいて、契約者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を提供するものとします。

第4条（介護保険給付対象外のサービス）

事業者は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。

- 一 契約者が使用する以下の種類の居室の提供
 - ①従来型個室
 - ②多床室
 - 二 契約者の食事の提供
 - 三 契約者が選定する特別な食事の提供
 - 四 契約者に対する理美容サービス
 - 五 事業者が特に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事
- 2 前項の他、事業者は、契約者の日常生活において通常必要となるものに係るサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第5条（運営規程の遵守）

事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。

- 2 事業者は、運営規程を遵守するものとします。

第二章 料金

第6条（サービス利用料金の支払い）

契約者は、要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割・2割・3割）を事業者に支払うものとします。

但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金全額をいったん支払うものとします。〔要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。〕

- 2 第4条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 3 前項の他、契約者は日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者に支払うものとします。
- 4 サービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月20日若しくは27日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。
- 5 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第7条（利用料金の変更）

前条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

- 2 前条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の変化その他やむ

を得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の1ヶ月前までに説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務等

第8条（事業者及びサービス従事者の義務）

事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全に配慮するものとします。

- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、契約者からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 事業者は切迫性（契約者又は他の利用者の生命・身体・権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと）、非代替性（身体拘束・その他の行動制限を行うこと以外に代替する方法がないこと）、一時性（身体拘束その他の行動制限が一時的であること）の3要件をすべて満たしていなければ身体拘束を行わないものとする。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その状況について経過記録を行い出来るだけ早期に拘束を解除するよう努めるものとする。また、ホーム内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善のために身体拘束廃止委員会等を設置し責任者を設置するものとする。委員会は身体拘束廃止に関する指針を整備し定期的に委員会の開催を行い、委員会での検討結果をサービス従事者に周知徹底する。また、身体拘束廃止に向けた研修を行うものとする。
- 5 事業者は、利用者の人権擁護及び虐待防止のために次の措置を講じるものとする。
 - （1）虐待を防止するための対策を検討する委員会の開催及びサービス従事者に対する研修の実施
 - （2）契約者及びその家族等からの苦情処理体制の整備
 - （3）その他、虐待防止のために必要な措置
- ② 事業者は、サービス提供中に、当該サービス従事者または養護者（契約者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる契約者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。
- 6 事業者は、衛生管理に努め、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - （1）事業者における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、サービス従事者に周知徹底を図るものとする。
 - （2）事業者における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備するものとする。
 - （3）事業者において、サービス従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を定期的に実施するものとする。
- 7 事業者は、介護事故に対する安全確保に関して、事故報告を分析して改善策を検討し、再発の防止に努めます。

- 8 事業者は、契約者が受けている要介護認定の有効期間満了日の 30 日前までに、要介護認定の更新申請の援助を行うものとします。
- 9 事業者は、契約者の請求に応じて施設サービスの提供についての記録を閲覧させ、複写物を交付するものとします。
但し、この複写費用については、重要事項説明書記載のコピー代を徴収します。

第 9 条（守秘義務等）

- 事業者、サービス従事者または従業員は、介護福祉施設サービスを提供するうえで知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約終了後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上必要がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
 - 3 事業者は、第 19 条に定める契約者の円滑な退所のための援助を行う場合に、契約者に関する情報を提供する際には、契約者の同意を得るものとします。

第四章 契約者の義務

第 10 条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
 - 3 契約者は、ホームの施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
 - 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第 11 条（契約者の禁止行為）

- 契約者は、ホーム内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。
- 一 サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うこと
 - 二 入所規則その他において事業者が禁止した物品の持ち込み

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第 12 条（損害賠償責任）

- 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 13 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者（その家族、身元引受人等も含む）が、契約締結の際にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者（その家族、身元引受人等も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者（その家族、身元引受人等も含む）の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第 14 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

- 2 前項の場合に、事業者は、契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。その際、1 ヶ月に満たない期間のサービス利用料金の支払いについては、第 6 条第 5 項の規定を準用します。

第六章 契約の終了

第 15 条（契約の終了事由）

契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 契約者が死亡した場合
- 二 要介護認定により契約者が自立又は要支援と判定された場合。
- 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 五 ホームが介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 六 第 16 条から第 18 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第 16 条（契約者からの中途解約等）

契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。

- 2 契約者は、第 7 条第 3 項の場合及び契約者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 3 契約者が、第 1 項の通知を行わずに居室から退去した場合には、事業者が契約者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。
- 4 第 6 条第 5 項の規定は、本条に準用されます。

第 17 条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第 9 条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第 18 条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 契約者（その家族、身元引受人等も含む）が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による、第 6 条第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 四 契約者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、又は、契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
- 五 契約者（その家族や関係者等も含む）より以下のような行為があり、カスタマーハラスメントに該当するとみなされる場合
 - ① 精神的な暴力
 - ・人格を否定するような言動・侮辱的な言動
 - ・サービス従事者に対する暴言
 - ・制度や契約の内容を超えたサービスの提供を強いる言動
 - ② 身体的な暴力
 - ・身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ③ セクシャルハラスメント
 - ・サービス従事者の身体に不用意に触る
 - ・性的な話をしたり、図画を見せたりする
- 六 契約者が 3 ヶ月を越えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合
- 七 契約者が介護老人保健施設に入所した場合、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

第 19 条(契約の終了に伴う援助)

本契約が終了し、契約者がホームを退所する場合には、契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行うものとします。

- 一 病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 二 居宅介護支援事業者の紹介
- 三 その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

第 20 条(契約者の入院に係る取り扱い)

契約者が病院又は診療所に入院した場合、3 ヶ月以内に退院が見込まれかつ退院された場合には、退院後も再びホームに入所できるものとします。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入の準備が整っていないときには、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用していただく場合があります。

- 2 入院期間中、居室を確保する場合は、入院期間中も引き続き当該居室の居住費を事業者を支払うものとします。
- 3 契約者が3 ヶ月を越えて入院が見込まれる場合に、事業者が契約を解除した場合であっても、3 ヶ月以内に退院されたときには、事業者は再びホームに入所できるよう努めます。
- 4 契約者が病院又は診療所に入院したときは、入院した翌日から当該月 6 日間（当該入院が月をまたがる場合には最大で 12 日間）を限度に、別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担額）を事業者を支払うものとします。
- 5 事業者は、契約者の同意のある場合には、その入院期間中、当該居室を短期入所生活介護等に活用することができます。この場合には、契約者は第 2 項及び 4 項の利用料金(居住費及び自己負担額)を支払う必要はありません。

第 21 条(居室の明け渡し―精算―)

契約者は、第 15 条第二号から第六号により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 10 条第 3 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。

- 2 契約者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金（重要事項説明書に定める）を事業者に対し支払うものとします。
- 3 契約者は、第 19 条第 1 項に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまでは居室を明け渡す義務及び前項の料金支払い義務を負いません。但し、事業者が援助を完了した時には、契約者は直ちに居室を明け渡し、かつ、前項の所定の利用料金を直ちに支払う義務を負うことになります。なお、この場合には、実際の退所までの間に介護保険給付のあった時には、この給付金額を控除した残額を契約者に負担していただきます。
- 4 第 1 項の場合に、1 ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第 6 条第 5 項を準用します。

第 22 条（身元引受人）

身元引受人は、次に定める責任を負います。

- 一 契約者が疾病等により医療機関に入院する場合に、入院申込、費用負担などその入院手続を円滑に遂行すること
 - 二 本契約が終了した場合に、事業者と協力して契約者の状態に応じた受入先を確保すること
 - 三 契約者が死亡した場合、その他契約が終了した場合に速やかに、ご遺体及び残置品（居室に残置する日用品や身の回り品等であり、高価品は除く）の引取りなど必要な処理を行うこと
- 2 事業者は、契約者が入院を必要とする場合並びに本契約が終了した場合、身元引受人にその旨連絡するものとします。
 - 3 契約者は、社会通念上、身元引受人を立てることが出来ないと認められる相当な理由がある場合には、これを立てないことができます。
 - 4 事業者は、契約者に身元引受人などがいない場合において、本契約終了後に残置品その他の処理を行う必要がある場合には、自己の費用で契約者の残置品を処分できるものとします。その費用については、契約者からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭から差し引くことができるものとします。
 - 5 契約者は、身元引受人が本契約存続中に死亡した場合には、新たに身元引受人を立てるよう努めます。
 - 6 事業者は、身元引受人から希望がある場合には、利用料金の変更、施設サービス計画の変更等があったときは、これを通知することとします。

第 23 条（連帯保証人）

連帯保証人は、契約者と連帯して入所契約書から生じる契約者の債務を負担するものとします。

- 2 前項の負担は極度額 60 万円とします。
- 3 連帯保証人が負担する債務の元本は、契約者又は連帯保証人が死亡したときに確定するものとします。
- 4 連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し遅滞なく、利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、契約者のすべての債務の額等に関する情報を提供します。

第 24 条（一時外泊）

契約者は、事業者の同意を得た上で、原則として 1 ヶ月に連続 7 泊（月がまたがる場合は、最大連続 13 泊）を限度として、ホーム外で宿泊することができるものとします。この場合、契約者は外泊開始日の 2 日前までに事業者に届け出るものとします。緊急やむを得ない場合の届出はこの限りではありません。

- 2 前項に定める外泊期間中において、契約者は居住費及び重要事項説明書に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負分）を事業者に支払うものとします。

第七章 その他

第25条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者及び身元引受人からの苦情に対して、苦情を受け付ける受付担当者および苦情解決責任者等を選任して適切に対応するものとします。

第26条（業務継続計画の策定等）

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、契約者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、サービス従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第27条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者もしくは身元引受人と誠意をもって協議するものとします。

個人情報の使用に係る同意書

以下に定める条件の通り、社会福祉法人 正心会が、契約者(利用者)および家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、または収集することに同意します。

1. 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2. 利用目的

- (1) 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- (2) 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- (4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要のある場合
- (5) 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- (6) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- (7) その他サービス提供で必要な場合
- (8) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

3. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。
また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

年 月 日

○事業者

住 所 兵庫県川西市丸山台3丁目5番地の6
事業者名 社会福祉法人 正 心 会
代表者 氏名 理事長 生 駒 二 郎

○説明者

氏 名 _____

○契約者

氏 名 _____

○署名代行者

氏 名 _____

(契約者との関係)

○身元引受人 (1)

氏 名 _____

(契約者との関係)

○身元引受人 (2)

氏 名 _____

(契約者との関係)

○連帯保証人

氏 名 _____

(契約者との関係)

☆ 契約締結にあたり、私（契約者）はホームの説明者から「契約書」（個人情報の使用に係る同意書を含む）及び別添「重要事項説明書」に基づき説明を受け同意しました。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、事業者・説明者・契約者・署名代行者・身元引受人(1)(2)・連帯保証人が署名の上、事業者、契約者がそれぞれ各1通を保有するものとします。

以 上